

国連「表現の自由」に関する特別報告者

デビッド・ケイさん来日

報告 松田順一（事務局長）

昨年12月、日本政府による突然のキャンセルで来日が延期されていた、国連「表現の自由」に関する特別報告者のデビッド・ケイ氏が4月11日（月）来日しました。

特定秘密保護法の施行や高市総務大臣による「放送停止」発言などのマスコミ規制の動きのあるなか、デビッド・ケイ氏は、4月12日の調査開始から19日の記者会見まで、政府関係者、マスコミ関係者、市民社会などとの面会（面談）を行い、言論・表現の自由に関する調査を行ないました。



デビッド・ケイさん

と特別報告者に訴えた。報告者の随員である事務局のマルセロ氏も会議終了後、「公選法に関するどのような情報でも知らせてほしい」と述べた。表現の自由との密接な関係を念頭に浮かべながら、今回の来日に対する並々ならぬ意気込みを感じることができた。その他、日の丸・君が代の問題に関連して「東京・教育の自由裁判をすすめる会」「国連に障がい児の権利を訴える会」など4団体とともに、「NHK包囲行動実行委員会」「ヘイト・スピーチ問題」「モスLEMに対する差別問題」などの団体が、現在の日本における状況を訴えた。

NGOとのミーティング

16日（土）には、1時間半という限られた時間ではあったが、NGOとのブリーフィングが行われた。事前登録をした8団体が約5分間の発言を行い、デビッド・ケイ氏との質疑応答を行った。

「日本委員会」を代表して、濱嶋隆昌氏（日本国民救援会）は、事前提出した報告書「自由権規約19条に違反する選挙干渉・弾圧の実態」と共に、当日新たに用意した写真中心の資料の中で、多くの規制を受けている公職選挙法の問題点を指摘した。質疑応答でも、濱嶋氏は、これまでの勧告に対する日本政府の消極的な対応を考え、「『公共の福祉』という表現ではなく、公選法による規制の問題なのだ」と具体的にはっきりと勧告してほしい

暫定的な調査結果を記者会見で発表

19日、デビッド・ケイ氏は記者会見を行い、暫定的な調査結果を発表しました。

1、メディアの独立に関して

政治的に公平であるべきとする放送法4条の規定は正しいが、この広範で非常に主観的な概念の遵守を誰が判断するのかと問いかけ、ケイ氏は、政府が決してこの判断をすべき位置にいてはならず、あくまでも市民で議論する問題だと強調した。

さらにケイ氏は、政府に批判的な放送ジャーナリストへの圧力や「公正な番組を」との名目で放送メディアに文書にて要求するなどの政府による介入を懸念し、放送法4条の廃止を求めた。また、ケイ氏は出版メディア界

当面の日程

■第3回代表者会議

- ・ 6月14日（火）18時30分～
- ・ 東京労働会館5F会議室

■第4回幹事会

- ・ 7月13日（水）18時30分～
- ・ 東京労働会館地下中会議室

においても同じような問題があると指摘した。例えば、何人かのジャーナリストとの面会では、メディア界が、政府からの批判を導きかねない話題性のある記事、例えば福島原発事故や「慰安婦」のような歴史問題を避けているなどである。実際、ある記者は福島原発の証言に関する記事を書いた後、降格され減給となった。

その他の問題点として、政府からの圧力に抗するために、主要メディアとフリーランスの記者が参加する組織が存在しないこと。そして記者クラブの排他性。さらにメディア経営者と政府高官、すなわち規制する者と規制される者がレストランで食事を共にし、密接な関係を発展させていることなどを指摘した。

2、歴史教育や報道の干渉について

元ジャーナリストの「慰安婦」に関する記事によって、彼の勤務する大学や家族が攻撃の対象になった際に、政府がジャーナリストの権利を守るために十分な措置をとらなかったことを指摘した。また、戦時における犯罪の事実を取り扱う教科書への政府の干渉は、市民の知る権利や歴史を学び理解しようとする働きを阻害すると指摘した。

3、特定秘密保護法について

ケイ氏は、この法律が必要以上に情報の公開を行わないことによって、原子力や国家の安全、そして大災害への備えなど、市民が大きな関心がある分野について知ろうとする権利を危険に陥れている、と指摘した。

また、政府関係者との面会の際、この法律の疑問点に対して彼らは時間をかけ誠意をもって対応してくれたが、残念ながら懸念が残ったと述べた。情報の公開が日本の安全を危うくするものではないとしても、情報が秘密として特定される可能性を避けるために「継続した作業と監視を強く望む」とも述べた。

4、「差別」とヘイトスピーチについて

近年、日本ではマイノリティーの人たちに向けられた憎悪に満ちた表現の高まりに直面している。

差別行為には根源的な問題が存在しているが、日本は差別とたたかう包括的な法律を有していない。人種差別撤廃委員会及び女子差別撤廃委員会は日本政府が反差別法を採択するよう勧告している。このような法律こそが憎悪ある表現の規制に向けての緊急な第1歩であると述べている。そして日本政府は差別の撲滅に広範に適用される法律を採択しなければならない。

5、「選挙活動の規制」について

自由権規約委員会が日本政府に対して、不合理な規制を課している法律を廃止するよう求めていることを再確認した。そしてインターネットによる選挙活動への緩やかな規制に比べ、公職選挙法の従来の選挙活動に対する規制は不必要であり不合理であると、ケイ氏は述べた。

NGOとのブリーフィングの際、濱嶋氏が自由権規約に違反する多くの現行事例を示したことは、今回の調査報告に大いに影響したと思われる。

6、「デジタル通信の権利」について

ケイ氏は日本がデジタル通信への干渉が大変低く、表現の自由を尊重している。そのことを考慮したうえで、通信傍受の法案は、通信に対する国の監視があくまでも例外的な環境の下のみで、もっぱら独立した司法機関の管理の下で行われなければならないことを規定すべきである。特に、この法案は、電子的あるいはデジタルな監視がマイノリティグループを標的にして監視するような、いかなる差別的根拠に基づかないという基本原則に結びつかなければならないとケイ氏は強調した。

7、市民のデモによる「表現の自由」について

ケイ氏は日本では強力で称賛すべき市民によるデモの文化があることを認めているが、デモ参加者への警察による不必要な規制や参加者を記録したり、デモ参加者への政治的に右派からの妨害を取り締まらないこと、イスラム社会の監視を主張することなどを懸念する意見があったことを認めた。またケイ氏は、沖縄の抗議行動に対する行き過ぎた警備を懸念し、特に抗議している参加者を撮影しているジャーナリストに対して実力行使が使われていることに強い懸念を示した。これからも沖縄の状況については注意深く見守り、平和的な抗議に対しては必要の余地を与えるよう（懸念を）表明する意向である。

★短い滞在期間のなかで、ケイ氏は精力的な調査を行い、8ページにもわたる暫定的な調査報告を記者会見で発表し、その日の午後には離日した。

★正式な調査報告は、2017年の人権理事会に提出される予定。

「技能実習生保護法案」では問題は何も解決しない

臨時国会で問題点を明らかにし廃案に

首都圏移住労働者ユニオン 本多ミヨ子

6月1日に閉会した189国会において、昨年3月に上程され継続審議になっていた「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案」（略称 技能実習生保護法案）が衆議院法務委員会で審議され、5月13日を持って審議は終了し、採決はせずに次期国会への継続となった。参議院選挙後の臨時国会で成立させるつもりだと思われる。私はこの法案が出されたのは、国連が2014年7月の自由権規約第6回日本政府報告審査で、「技能実習制度の改善」を勧告し、改善のための報告を1年以内にあげようという要求したことに対する回答をしなればならなかったためであり、決して進んで技能実習生を保護しようとしたものではないと考えています。

この法案の目玉は「外国人技能実習機構」という認可法人を新設し、しっかり実習生の保護にあたるから問題点は解決するとしている点ですが、この機構の行うとされている業務内容は多岐にわたり膨大な量です。この機構の予定人員は全国で330人、とてもこなせる内容ではありません。現在実習生は約19万人、第一次受入機関である監理団体約2000、その下で実際に実習生を働かせている企業は約33000社、管理職まで入れて330人で、何ができるのでしょうか。「これで問題は解決する」などありえません。

政府のねらいは保護ではなく、国連への回答に乗じて実習制度を拡大することであると考えます。期間の延長（最長3年を5年



本多ミヨ子さん

に）、受け入れ人数の拡大（おおむね現在の2倍に）、対象職種

の拡大（介護分野を対象職種に）、これがそのまま通れば、実習生は30万人にもそれ以上にもふくれあがる恐れがあります。4月6日に始まった衆議院法務委員会の審議では、野党議員特に共産党の畑野君枝・清水忠史両議院の的を得た迫力のある質問と、参考人として意見陳述した坂本恵福島大学教授、鳥井一平移住者と連帯する全国ネットワーク代表、樽松佐一愛労連議長の日々相談を受けている立場からの報告で、技能実習生の実態及び問題点が浮き彫りになりました。

ベトナムで溶接の仕事をしてきたTさんは送り出し機関に手数料60万円を支払い2014年8月来日しましたが、実際の仕事は溶接ではなく、鳥取県の架橋工事現場、島根県の清掃工場、山形県での土木作業、さらに宮城県の復興工事現場に移されました。Tさんはベトナム大使館に助けを求めましたが強制帰国させら

れそうになり、2015年1月気仙沼を逃げ出し6月に愛労連にたどり着きましたが、失踪したとされ未だに調査が続いています。建設関係実習生が、雨で仕事が出来ない日は無給になるので多雨の月は賃金が約半分しかないが健康保険、家賃等を引かれ、手取りは24000円という事例や、千葉県で働くはずが連れていかれたのは福島県の居住制限区域、放射能が怖くて愛労連に助けを求めたことが会社にばれ、愛労連への訴えを取り下げると連絡してきた例など、多くの深刻な実態が明らかになりました。

国連や国際社会が批判し改善すべきとしているのは、人身取引、強制労働の危険性を根絶せよという点であり、その危険性の根本的な原因は、送り出し国において多額の金銭を徴収されることと雇用主の変更ができないことにあります。この法案はその点に何ら触れられていないのであるから、成立しても改善されることはない。技能実習機関が監理団体や実習期間に立ち入り調査に入ることや、実習生の申告権を認めるなどごく一部の改善はあるが、引き換えに制度を拡大するなど国連の勧告を悪用しているとしか言いようがありません。

さらに看過できないのは実習生の死亡事故が増えていることです。2013年度の死亡者は27人、2014年度も過労死・過労自死が疑われる事案が多く報告されていますが、政府は対策を全くとっていません。このまま実習生が増えていくことなど考えただけでも恐ろしくなります。

JNCCの報告会に参加して

上野節子

女性差別撤廃条約の第7次・第8次日本政府報告の審査が、2016年2月16日、ジュネーブで行われ、日本からはJNCC（日本女性差別撤廃条約NGOネットワーク）から80名の代表が参加し、ロビー活動、審査傍聴などを行いました。JNCCの報告会が4月14日（木）、青山のウィメンズプラザで行われ、団長として参加した永井よし子さん（81才）が、報告しました。

永井さんが準備された資料は、レジュメ（3枚）と女性差別撤廃委員会に提出したNGOのレポート（8枚）、委員会から出された総括所見（12枚）など膨大でしたが、総括所見については30部しか準備していないということで、残念ながら私はいただくことはできませんでした。

1、最初に「女性と人権」について

これまでの女性運動のなかで提起されていたことの上に新たに女性自身が気づいた差別を社会に問題提起し、世界的な流れと関係づけながら運動をすすめてきた。そのなかで、社会構造にひそむ差別性、特に家制度によって女性が縛られてきたことが浮き彫りになったが、今にいたるも夫婦別姓は実現できず、女性のみ課せられた再婚禁止期間、婚姻最低年齢も男女での違い、家制度は今も脈々と続いていることなどが話されました。

2、今回の審査が前回までと違う点

- ① 前回まではグループに分かれて審議したが、今回は一堂に会して行われたこと。
- ② 今回は、ニューヨークの国連本部ではなく、ジュネーブの欧州本部で行われたこと。これは主に財政的な理由とのこと。
- ③ 今回の参加者には、はかま姿に下駄ばきスタイルの男性などバックラッシュ派の参加者がいたこと（2年前の自由権規約審査を思い出しました）。

3、日本政府の報告書について

非常にそっけなく「女性活躍法」を前面にだすばかりで、実態を反映しない報告だった。

また、前回までは政府代表団長は女性だったが、今回は男性の官僚で、慰安婦問題に関する発言もすべて彼が返答した。

4、委員会の勧告が無視、軽視されている

委員会からの勧告が無視され、軽視され、おざなりだったことに対して委員会のメンバーが大変いらだっていると感じられたとのこと。そして、差別の定義が法律に明記されない（実態も明らかになっていない）、選択議定書が批准されていない、慰安婦問題が解決していない、民法が改正されていない、女性の政治参加が進んでいない、などなどが懸案のまま放置されていると厳しく指摘された。

女性差別撤廃条約の審査には参加したことはないが、永井さんの話を聞いて、その場の雰囲気が目につかぶようだった。

「すごい」と思ったのは、NGOネットワーク（JNCC）のこれまでの地道な取り組みです。特に、さまざまな分野や団体で活動している女性たちを幅広く組織し、国連での審査のときだけでなく日常的に交流し、学習し、活動していることが感じられたことです。

会場いっぱいの参加者から、質問や意見もたくさん出されましたが、そのひとつひとつに、永井さんが丁寧に答えていました。そして、印象に残った言葉は、「日本政府の対応に、委員会のいら立ちが感じられた」という言葉でした。



女性差別撤廃条約第7次・8次日本政府報告審査のJNCC報告会

前号(129号)からの活動日誌

1月25日 レッド・ページ反対全国連絡センター総会
2月3日 アベ政治を許さない!3の日行動
2月4日 鳩山由紀夫元総理辺野古新基地の真実
2月5日 女の平和講演会「戦争を止めよう」
2月5日 学習会「戦争のリアル、自衛隊のリスクは?」
2月11日 「建国記念の日」反対2・11集会
2月14日 安倍政権NO! 大行進in渋谷
2月15日～3月4日 女性差別撤廃条約(日本審査)
2月18日 第1回代表者会議
2月19日 戦争法廃止・安倍政権退陣一総がかり行動
2月21日 止めよう! 辺野古埋め立て、国会大包囲
2月22日～26日 第16回人権理事会諮問委員会
2月29日 JAL本社前総行動
3月9日 給付型奨学金の実現。無償教育の前進をめざす院内集会
3月15日 第2回幹事会
3月19日 戦争法を廃止へ、安倍内閣は退陣を! 集会
3月19日 日韓「合意」問題シンポ
3月20日 井川昌之さん「偲ぶ会」
3月22日 刑訴法等改悪法案を廃案に 市民集会
3月25日 「平和への権利」院内集会
3月26日 原発のない未来へ! 全国大集会
4月14日 国連人権勧告実現学習会「女性差別撤廃条約を実現するために」

4月14日 刑訴法の改悪に反対する集い
4月15日 早稲田大学有志の会公開講座「安倍内閣の教育改革と安保法制」
4月16日 表現の自由特別報告者デビット・ケイさんとNGOとのミーティング
4月16日 沖縄から学ぶ平和のつどい
4月18日 第2回代表者会議
4月19日 安部内閣打倒! 総がかり行動
4月22日 刑訴法改悪を許さない議員と市民の集い
4月23日 金子兜太さんと平和・憲法を語る集い
4月23日 シンポ「憲法を変えるということは?」
4月24日 世界史の中の沖縄・辺野古シンポジウム
4月26日 女性の働き方を考える～JALの闘いから
4月26日 院内集会『刑訴法の「改正」を許さない』
5月3日 憲法記念日5・3憲法集会・デモ
5月6日 国民平和大行進出発
5月10日 刑訴法等の改悪を許さない緊急集会
5月13日 JAL不当解雇撤回本社包囲大行動
5月13日 なくせ冤罪 朗読劇とコンサートのタベ
5月15日 早稲田大学集会「民主主義の逆襲」
5月17日 第3回幹事会
5月18日 今こそ個人通報制度の実現を! 大集会
5月23日 レッド・ページ反対国会要請行動・集会
5月28日 布川再審無罪5周年記念集会

掲示板

<当面の行動日程>

2016年6月2日作成

- 講演「安倍政権と政権と報道の自由」講師/岸井成格(毎日新聞特別編集委員、TBS特別コメンテーター) 連帯挨拶、アピール採択など 参議院議員会館講堂 6月9日(木) 17時～18時30分
- 自治の尊厳～沖縄辺野古問題を考えるシンポジウム 6月12日(日) 14時～17時 早稲田大学総合学術センター国際会議場 井深大記念ホール 資料代1000円 主催/地方自治総合研究所
- 国際人権活動日本委員会第3回代表者会議 6月14日(火) 18時30分から東京労働会館会議室
- 米中関係から読み解く北東アジアの平和 浅井基文講演会 6月14日(火) 18時30分開演 ECOとしま(豊島区生活産業プラザ8階多目的ホール)
- 映画が語る『南京事件』の真実「ジョン・ラーベ～南京のシンドラー～」上映 解説/大谷猛夫氏(南京への道・史実を守る会)6月18日(土)13時30分～ 豊島区民センター第3会議室
- 長野・大北地域 軽トラ平和パレード～戦争法なくせ、憲法9条守れ、参議院選勝利 6月19日(日)14時～ 長野県大北地域(大町市、松川村、白馬村、小谷村、池田町) 軽トラ100台パレード

■シンポジウム「歴史教科書 今までとこれから」

6月19日(日) 13時～17時30分

原田敬一(仏教大学)、小松克己(元埼玉県立高校教員)、近藤孝弘(早稲田大学) 東京大学農学部1号館2F8番教室 資料代800円 連絡先/歴史教育者協議会

■町の人の疑問「北朝鮮が日本に攻めてくる」って本当?

柳澤協二さん(もと内閣官房副長官補・もと防衛庁防衛研究所所長)が答えます。 6月22日(火)14時開会～16時30分 月島社会教育会館ホール 主催/日本ジャーナリスト会議・日本マスコミ文化情報労組会議・マスコミ9条の会

■早稲田大学公開講座「安倍政権のメディア制作と安保法制」6月24日(金)18時30分～ 早稲田大学

— 6・19 大行動 —

怒りと悲しみの沖縄県民大会に呼応する命と平和のための大行動です。

国会正門前

6月19日(日) 14時～15時30分